Meteorological Society of Japan

B211

気象予報士CPD制度の創設

平松 信昭※; 與語 基宏, 雨宮 浩樹, 作野 悠介（気象予報士会）

1．気象予報士制度の生まれた背景と現状

気象予報士制度は天気予報の自由化にあたって，天気予報の品質を十分に確保する必要から生まれた制度である．

気象庁から提供される観測資料や数値予報資料等，高度な気象データを正確に理解して，適切に利用することができると認められた者を『気象予報士』の資格を与え，現象の予測を行わせることになった．

気象予報士制度が創設されて17年が経過し，8000名を超える気象予報士が登録されている．その中の約1割は予報業務許可事業者等で気象業務に携わっており，また何割かは国や自治体等の気象業務に従事している．多くの気象予報士は気象業務を本業とはしないが，気象予報士としての知識や技術を活かして，一般市民を対象とした気象知識や防災知識の普及活動などを行っている．

2．CPD制度の必要性

CPD（Continuing Professional Development）とは継続的技能研鑽プログラムのことで，欧米では専門職に対しては広く取り入れられている制度である．我が国においても技術系の資格である技術士，建築士等では，CPDが取り入れられ，法律等で「資質の向上を図るよう努めなければならない．」とされている．

一方，気象予報士は，一度取得すると一生涯有効な資格となっている．

科学技術は日々進歩し，各種情報の多様化，・高度化が進展しており，気象業務の実務者や一般市民向けの気象知識・防災知識の普及活動を行っている気象予報士は絶えず最新の情報をアップデートしていく必要がある．

さらに，国土交通省の「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」において，技術者としてふさわしい技術資格の要件として，その資格が継続研鑽を義務付けまたは努力規定を設けていることを掲げている[1]．現在は国が発注する気象予測業務は気象予報士の取得を条件としているが，将来もそうであるとは言い切れない．

3．気象予報士CPD制度創設準備委員会の開催

気象予報士CPD制度の創設に向けて，(社)日本気象予報士会（以下，予報士会）では，2010年から気象予報士CPD創設に向けた検討を開始し，各方面に協力要請を行った．そして，2011年6月4日に第1回気象予報士CPD制度創設準備委員会を開催した．

委員会は，予報士会，気象学会，NPO，民間企業からの6名の委員で構成し，委員長には(社)日本気象学会理事教育と普及委員会 委員長の田中博 氏が就任し、予報士会が事務局を引き受けた．

委員会は2012年4月28日までのべ5回，開催した．

4．CPD制度の概要

CPDでは，気象予報士の知識・技術の維持向上を支援する観点から，なるべく広い分野にわたる題材を選択するとともに，最新技術を取り入れて常に最新の技能が獲得できるように配慮する必要がある．

CPDの教育分野として，他の先行する組織のCPD分野を参考に，CPDの対象分野を3つに分類した．

Ⅰ．専門技術

Ⅱ．関連技術

Ⅲ．基礎知識

CPDプログラムは，講習会，研修会への参加学習を基本に，論文等の発表，企業内研修やOJT，技術指導を加える．業務経験，委員会へ参加や自己学習などについても毎年一定時間数をCPDポイントとして認定する．

教育内容によって，時間，日，月単位で評価し，「時間重み係数」でCPDポイントへの換算割合を調整する．

認定にあたっては，複数の形態で取得することが望ましいが，少なくとも業務経験や自己学習だけで，認定条件を満たすことが無いように最大時間数を設定する．

CPDの取得目標は1年間に20ポイント以上，3年間で120ポイント以上とする．そのうち，基礎知識は3年間で10ポイント以上の取得を目標とする．

過去3年間に，上記のCPD目標を満たした気象予報士は，「CPD認定気象予報士」とする．初回の認定時には1年間の実績（20ポイント以上）で認定を与える．

CPDの記録は，気象予報士自身が登録するものとし，登録された記録はCPD認定組織が責任をもって管理する．また，作業者の便宜を図るため，インターネットのWebサイトで，登録，変更，確認作業が行えるようにシステムを準備する．

CPD制度の適正な運用を図るため，CPD記録の監査を行う．監査は，毎年，CPD記録者の中から一定の人数を抽出し，CPD認定組織が指名したものが監査する．その際，CPD実施記録の提出を求めたり，本人から直接ヒヤリングを行う．

CPDの認定組織としては，準備委員会と同様に，様々な立場の組織から代表される委員によって構成される運営委員会を設置して行うことが望ましい．

5．今後の予定

2013年4月のCPD制度の試行スタートに向けて，運営委員会の設置を進め，具体的な制度設計やシステム開発を行う予定である．

1)国土交通省,2010：技術者評価について（案），http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/chousasekkei_hinkakukon/3-6_shiryou.pdf

NII-Electronic Library Service